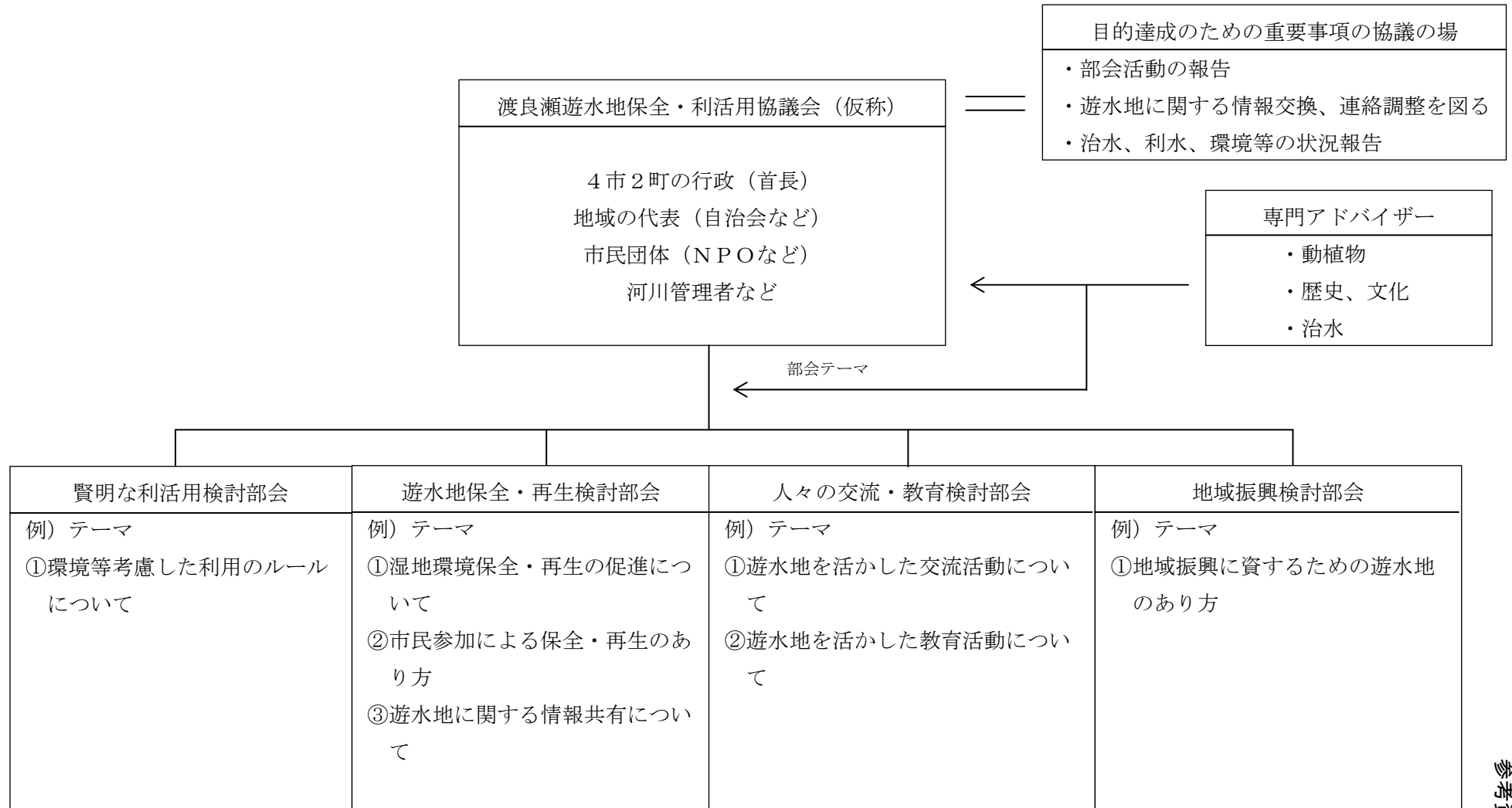


# 部会（案）



## 活動方針

1. 利活用にあたっては、第二調節池湿地再生事業など河川事業等に障害とならないようにする。
2. 基本となる本針は本協議会で協議していくが、実際に利活用を行う各自治体団体の活動は各々で責任を持って行う。なお、これらの活動を連携することにより効果的な利活用や環境保全が行われるように努める。
3. 利活用にあたっては協議調整結果などを尊重し、許認可する。
4. 関連する行事等は可能な範囲で関係機関・関係者協力のもと行う。

## 具体的な活動及び調整事項

1. 賢明な利活用検討部会
  - ①環境等考慮した利用ルールについて
    - ・ヨシを利用したヨシズ作り等
    - ・スポーツレクリエーション等による健康の増進
    - ・環境等考慮した利用ルール検討
2. 遊水地保全・再生検討部会
  - ①湿地環境保全・再生の促進について
    - ・環境保全のための利用調整（規制）
  - ②市民参加による保全・再生のあり方
    - ・遊水地の環境保全のためのヨシ焼きと利用
    - ・景観保全と環境美化のためクリーン作戦等
  - ③遊水地に関する情報共有について
    - ・第二調節池湿地再生事業や治水事業の進捗に関する情報共有
    - ・利水事業に伴う情報提供
3. 人々の交流・教育検討部会
  - ①遊水地を活かした交流活動について
    - ・環境や利用者へ情報発信
  - ②遊水地を活かした教育活動について
    - ・環境学習・体験学習の場としての利用
    - ・各団体活動の報告会
    - ・動植物の自然観察会等の開催
    - ・案内ボランティアの設立
4. 地域振興検討部会
  - ①地域振興における遊水地のあり方